
再エネ規制改革要望事項

2020年12月7日

株式会社 市民風力発電

〒060-0005 札幌市中央区北5条西2丁目5番地
JRタワービルオフィスプラザさっぽろ20F

○法定外公共物(赤道など)の払下手続きについて

背景

・2018年頃土地家屋調査士会にて用地調査業務の再受託は行わない旨の決定があったと聞いています。これにより事業用地に法定外公共物の取得が必要な場合、計画の見通しが立たない状況となっています。

これまで

- ①土地所有者or事業者から測量業者・土地家屋調査士へ測量・資料作成を委託。
- ②土地家屋調査士から財務局へ払下げ申請を行う。

現在

- ①土地所有者or事業者から財務局に払下げの相談を行う。
- ②財務局から測量業者・土地家屋調査士に測量・資料作成を依頼。
- ③成果に基づき手続きを進める。

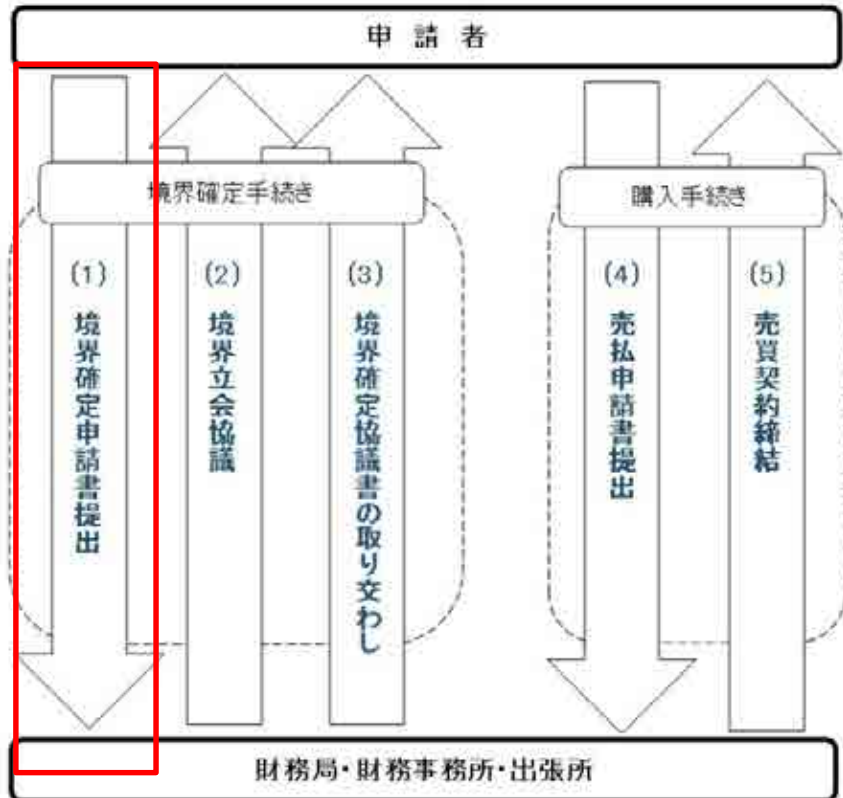
しかし②は財務局の予算・業務スケジュールに合わせて進むため、8月に依頼をしても「動くのは次年度」という回答が来る状況です。事業者希望のスケジュールと乖離する状況が発生しており、FITの土地確保期限等の適用に重なりと不必要な事業計画認定の失効が発生する恐れがあります。

要望事項

大型陸上風力事業用地が想定されるところは法定外公共物の存在する可能性が高いため、法定外公共物の払下げに関してはこれまで通り再委託ができるよう認めて頂きたいです。

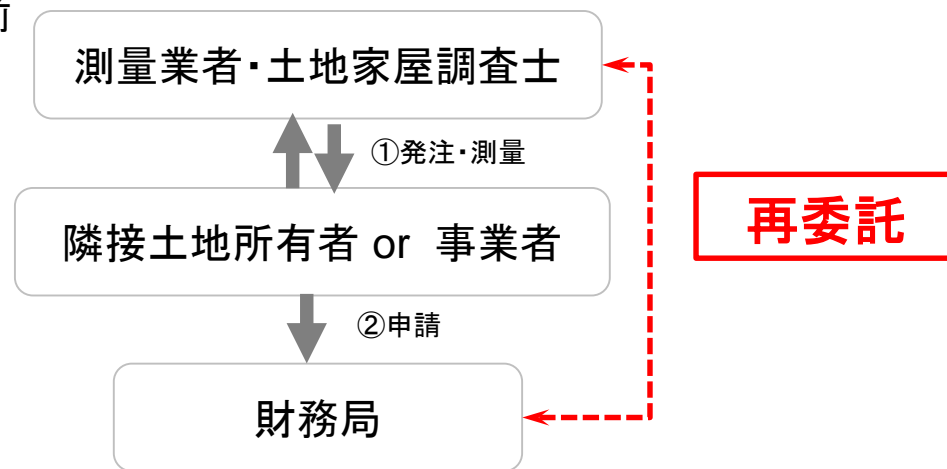
○法定外公共物(赤道など)の払下手続きについて

旧法定外公共物の購入までの流れ

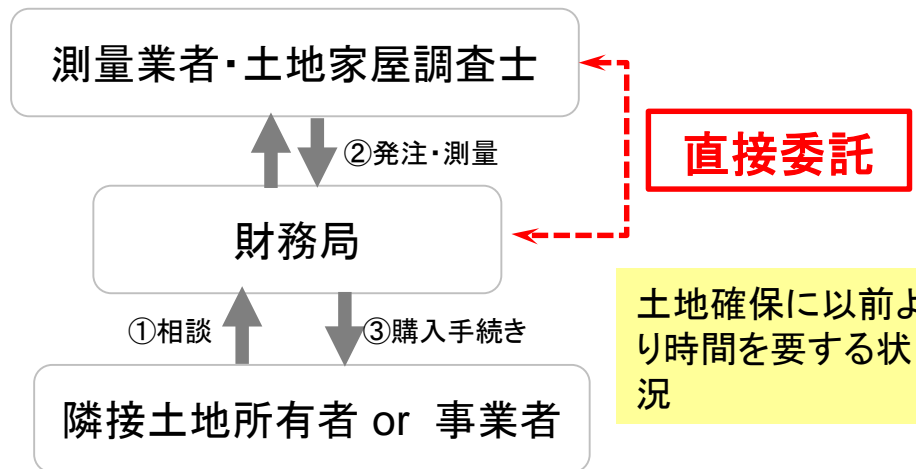


出所) 関東財務局ホームページ

以前



現在



○保安林解除について

背景

・風力発電事業の場合、開発範囲は点的で大規模な開発は行われにくいにも関わらず、保安林の目的を損なわないと考えられるわずかな転用も、認められにくい。

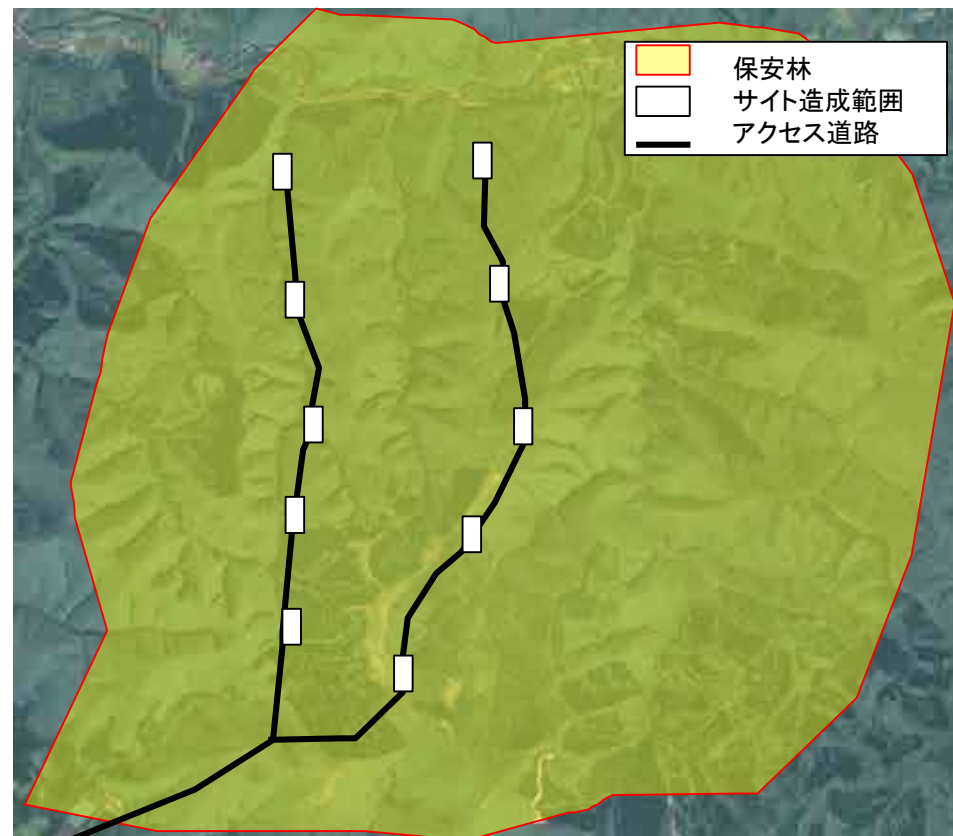
要望事項

「解除の要件」に風力発電事業の内容を追加頂く、若しくは風力発電事業は「公益上の理由」として取り扱っていただきたいです。又は、風力事業を想定した基準となる解除面積要件の追加を行い、判断手続きのスピードが上がるようにして頂きたいです。

解除の3要件

- (1) 「指定理由の消滅」による解除
- (2) 「公益上の理由」による解除
- (3) 代替施設の設置等の確認に関する措置

風力発電事業の保安林解除のイメージ(点的開発)



出所) 2林野治第1868号
平成2年6月11日

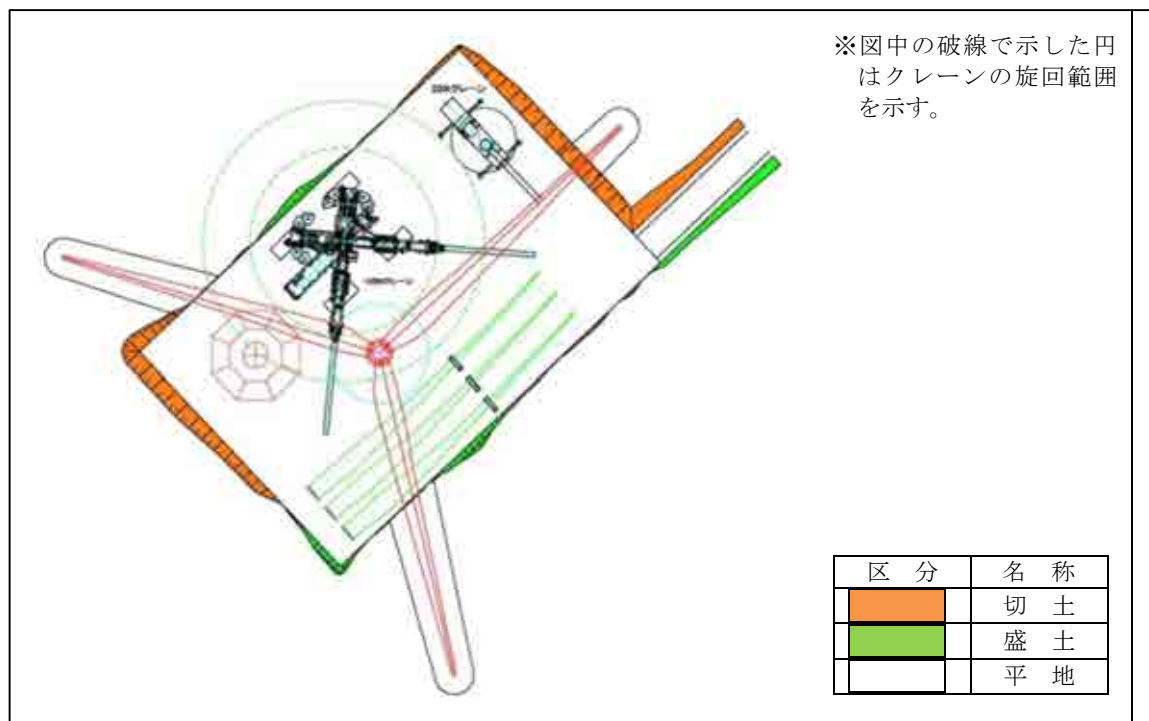
最終改正：平成29年3月29日付け28林整治第2541号

よりCWP作成

○保安林内作業許可許可の面積要件について

背景

・林内作業許可によって風車建設ヤードを造成することができることになっていますが、許可基準の面積が非常に小さく現実に即しておりません。おそらく数年前には現実的な面積だったと思われませんが、風車の大型化とそれに伴う必要面積の増加に基準が追いついていないと感じております。



要望事項

風車建設ヤードに関する作業許可にあたっては、合計2,500㎡の面積要件を5,000㎡程度まで可能とし、更に切盛の高さ制限(現在は1.5m)をなくして頂きたい。

○農地転用について

背景

・第1種、第2種農地における農地転用は、小面積であっても困難な状況です。風力発電事業であれば点的な開発であり、大規模な開発は行われにくいにも関わらず、わずかな転用もできない状況です。

また、以下の土地が農地と判断されるため、耕作が行われていない原野も農地扱いとなり使用できず、結果山林等の伐採を伴う開発をせざるを得ない状況が生じています。

- ①現況農地であり地目非農地
- ②現況非農地であり地目農地

要望事項

風力発電事業のための必要最小限の転用を認めるようにしていただきたいです。

また、現況非農地若しくは地目非農地は、いずれも農地扱いとしない解釈が必要と考えております。

○農用地区域除外手続きについて

背景

農振農用地区域では土地の改変にあたり許可が必要ですが、現実的には農用地区域内を事業用地とする場合は、自治体が農用地区域から除外する手続きを行うことが多いです。しかし自治体による判断のばらつきがあり、農用地区域の除外がされない場所では実質的に事業実施が困難となる場合があります。

要望事項

自治体による判断のばらつきをなくすため、農用地区域内であっても、再エネ施設を目的とする土地の改変は認めることとしていただきたいと思います。

○道路上空の占用について

背景

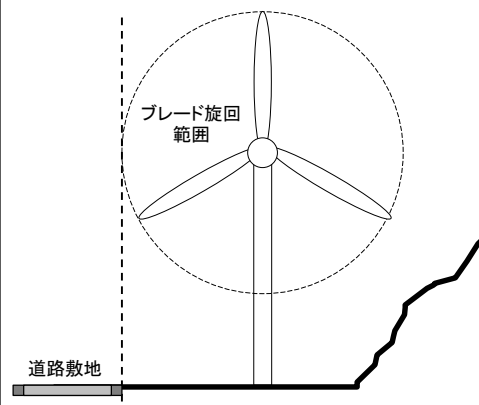
風車のブレードが道路上空を占有することについて、法的には可能とされていますが(平成25年3月1日国道利第10号 道路法施行令の一部改正について)、実際には道路管理者によって認められない場合が多く設置場所に制限があると感じています。

要望事項

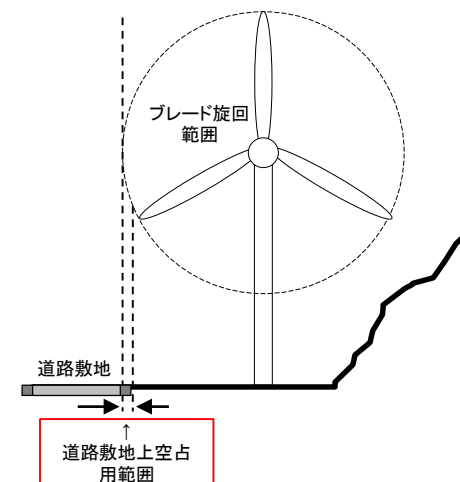
民家等からの距離が十分に考慮されている前提で、風車のブレードによる道路上空の占有は、基本的に許可することとしていただきたいと思います。

風車ブレードの道路上空占有のイメージ

道路上空占有無し
→風車立地可能



道路上空占有あり
→事業断念



○送電線等の道路占用許可について

背景

許可申請にあたり、道路用地以外に敷設することができない旨を示すことを求められるが、そのために道路沿線の全ての土地を調べ、また所有者との協議などを行うことが必要であり、多大な時間と費用を要している状況です。

A	B	C	D	E
道路				
F	G	H	I	J

送電線の道路占用許可のためには、土地A～Jの全てを調べ、地権者と交渉しなければならない。



送電線距離が長い場合に要する時間、費用は事業者にとって非常に大きな負担となり、再エネ導入の大きな障害となっている。

要望事項

再エネ事業にかかる送電線については、物理的に敷設が可能であれば、基本的に占用を許可することとしていただけると事業実施がスムーズになると考えています。

○許認可手続きにおける資金計画の提出について

背景

林地開発、農地転用等の様々な開発時の許可申請にあたり、事業者の残高証明や銀行の融資証明の提出が必要なケースが多くあります。再エネの大規模事業ではプロジェクトファイナンスによる資金調達をすることが多く、許可申請段階でこのような資料を準備することは難しい状況です。

要望事項

許可申請時に資金の确实性を求める書類は必要条件から外し、許可した目的が達成されない場合は許可が無効となるようなルールとすることを検討していただきたいです。

○国有林野の貸付に関する利活用要望書手続きについて

(参考)北海道森林管理局国有林野等利活用対策委員会運営規定の制定について(別表1 抜粋)

土地の利活用等

対象事業及び国有林野内における規模など

1 公用、公共用及び公益事業

- (1)ダムの建設にあつては湛水面積がおおむね10ha以上のもの
- (2)発電所等の建設にあつてはその面積がおおむね10ha以上のもの
- (3)送電線の建設にあつては延長がおおむね4km以上のもの
- (4)道路の建設にあつては2車線以上の道路(林道を除く)の新設または改築で、延長がおおむね4km以上のもの
- (5)鉄道の建設にあつては計画延長がおおむね4km以上のもの

2 森林リクリエーション事業 (中略)

3 廃棄物処理施設 (中略)

4 上記のほか、国有林の面積がおおむね10ha以上の売り払い、所管換、所属替、貸付・使用に係るもの

背景

送電線敷設のみの場合にも、膨大な環境調査を求められております。大規模な土地改変を伴うわけではないにも関わらず、このような調査を求められることは事業者にとって時間・費用ともに大きな負担となっております。

要望事項

国有林野の貸付に関し、風力事業の環境調査が必要となる改変の面積要件を緩和する見直しをしていただきたいと考えております。

○所有者不明土地の利用の円滑化について

背景

風力発電事業を行いたい用地の地権者連絡先の探索に多大な時間を要すまたは困難になっています。

要望事項

- 1) 「地域福利増進事業」に再エネ事業を明記頂きたい。これにより、該当自治体から固定資産課税台帳などの有効な情報が得られるようになると思います。
- 2) 所有者不明土地の使用権が10年取得可能(上限)になっていますが、最長事業期間20年取得可能にして頂きたいと考えます。

○FIT認定申請時の広大土地の扱いについて

背景

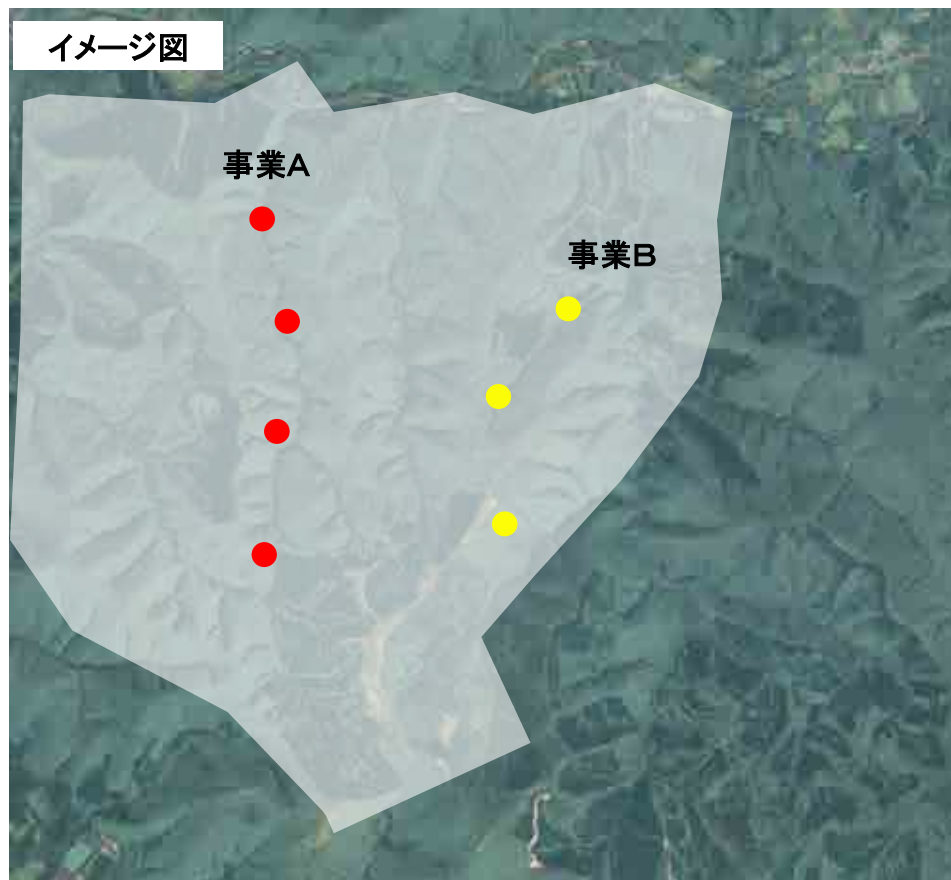
現状では同一地番で2つの事業計画認定はしないこととなっています。このような場合、地方経産局からは土地を分筆するよう求められますが、広大な土地を分筆することは現実的に不可能な場合が多いです。特に人里離れた山林原野では境界も曖昧であり物理的に不可能なところもあります。地理・地形上は同一土地内で複数の事業を実施することが可能であっても、同一地番での複数認定をしないことで事業が実施できず再エネの普及の支障になっていると考えております。

要望事項

同一地番であっても、土地所有者との契約があり、物理的にも設備の設置が可能と考えられる場合には複数の事業計画認定を可能としていただきたいです。

○FIT認定申請時の広大土地の扱いについて

イメージ図



例

- ・白い部分が一筆(560ha程度)、周辺座標なし。
- ・黄色・赤は風車候補地。(約8,000m²/箇所)

課題①

・分筆で必要土地のみ確保する際、残地の測量が必要であり、多大なコスト・時間を求められる。

提案①

・導入を推進する電源(陸上風力等)については不動産登記事務取扱手続き準則第72条第2項を適用し、用地を取得しない土地(残地)について測量などを省略できるようにする。

課題②

・このような場合、風況が適地で複数事業が計画できてもFIT法1筆1認定の原則により、事業計画が認められない。

提案②

・同一地番であっても、土地所有者との契約があり、物理的にも設備の設置が可能と考えられる場合には複数の事業計画認定を可能とする。

OFIT認定申請時の広大土地の扱いについて

提案①補足

・分筆を要する場合、不動産登記規則により、原則として分筆後の土地についても測量する必要がある。

・不動産登記事務取扱手続き準則第72条第2項には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別な事情があるときに限り、分筆後の1筆(通常は残地)について、測量などを省略することが可能とされている。

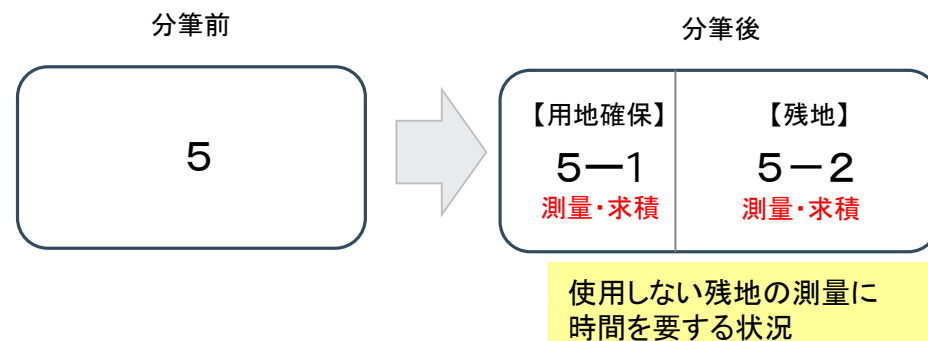
・ただし、「広大な」「特別な事情」などの条件について法令などで明確に定められていないため、事案ごとに法務局と協議しながら進めている。

(参考)不動産登記事務取扱手続き準則第72条2項

分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の登記の地積測量図には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別な事情があるときに限り、分筆後の土地のうち1筆の土地について規則第77条第1項第5号から第7号までに掲げる事項(同項第5号の地積を除く)を記録することを便宜省略して差し支えない。

分筆時の測量及び求積方法

●原則



●不動産登記事務取扱手続き準則第72条第2項の「広大な」「特別な事情」に適用される場合



○設備の設置場所の変更の制限について

(参考)資源エネルギー庁公表資料

「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について(抜粋)」

4. 再生可能エネルギー発電設備の設置場所の変更

再生可能エネルギー発電設備を設置する場所については、施行規則第5条第2号の2の規定に基づき、調達期間が終了するまでの間、同一であることが求められる。例外として、以下の場合に限り、変更が認められる(ただし、(1)・(2)については当初認定された地番の全てを削除する場合は除く。)

(1) 隣接する一連の地番の追加又は削除。

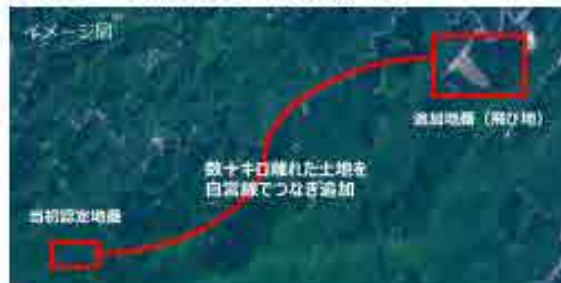
(2) 当初地番と同一の場所と見なせる距離にある飛び地の追加又は削除(太陽電池の大半が当初認定された地番に設置されている場合に限る。)

(参考)資源エネルギー庁公表資料

「再エネ型経済社会」の創造にむけて(抜粋)

<飛び地の事例>

- 当初地番に数枚のパネルを設置し、数千キロ離れた飛び地を追加し、そちらに大部分のパネルを設置する案件がある。



出典：国土交通省国土利用政策課「再生可能エネルギー発電事業計画」

63

背景

・陸上風力発電事業は広い候補地から風況調査・アセスの調査結果等を踏まえ適地を絞る開発形態であるが、現在のルールは事業計画の土地は事業計画認定時から原則同一とすること、とされている。

・また令和2年7月22日に項目の追加がなされ、さらに変更の幅が狭まることが予測される。

要望事項

該当項目に「太陽光発電の場合」との記載をして頂き、陸上大型風力に関しては、設備の設置場所が調査等によりある程度変更する可能性があることを認めて頂きたい。

○特別高圧の発電所に選任される電気主任技術者について

背景

現在は他の発電所と兼任できないことになっており、なおかつ発電所から2時間以内の場所に常駐することが求められています。しかし電気主任技術者の絶対数は少なく、特に風車適地の近辺は非常に少ない状況であり、それが再エネ発電所を増やしていくにあたって制約となっています。

都市部

人口密度高く、再エネ適地は少ない
有資格者はいても再エネ発電所は遠い

地方

人口密度が低く、再エネ適地が多い
有資格者は極めて少ない

発達した通信手段により、電気主任技術者は遠隔地においても現地代務者・作業者に的確な指示は可能であり、複数設備の管理も可能

要望事項

再エネ発電所に関しては特別高圧の大規模発電所であっても、電気主任技術者が他発電所と兼任できるようにして頂きたいです。また発電所から2時間圏内には主任技術者本人ではなく、代務者が実務を行えばよいこととしていただきたいと思います。

○条例アセス案件の運転開始期限について

背景

都道府県条例アセス対象案件と法令アセス対象案件は、その**手続き期間がそれほど大きく変わらず調査項目もほぼ同じ**であるにも関わらず、FIT取得から運転開始期限が条例アセスは4年であり法令アセス8年の半分となっています。このため条例アセス案件の事業開発期間は著しく短く、十分な開発時間がないまま事業を進めることとなり、場合によってはFITによる売電期間を短縮せざるを得ない状況にあり、採算が見込めず事業断念となるケースが多く出てくると考えております。

	配慮書	方法書	準備書	評価書
条例アセス（京都府の場合） 知事が処理する標準的な期間	約90日	約90日	約120日	規定なし
法アセス 審査期間	90日程度	180日以内	270日以内	30日以内
（自主的な環境アセスメント）	なし	なし	なし	なし

要望事項

条例アセスの手続き期間を考慮し、条例アセス案件についてもFIT運転開始期限は法令アセスと同様の8年として頂きたいです。

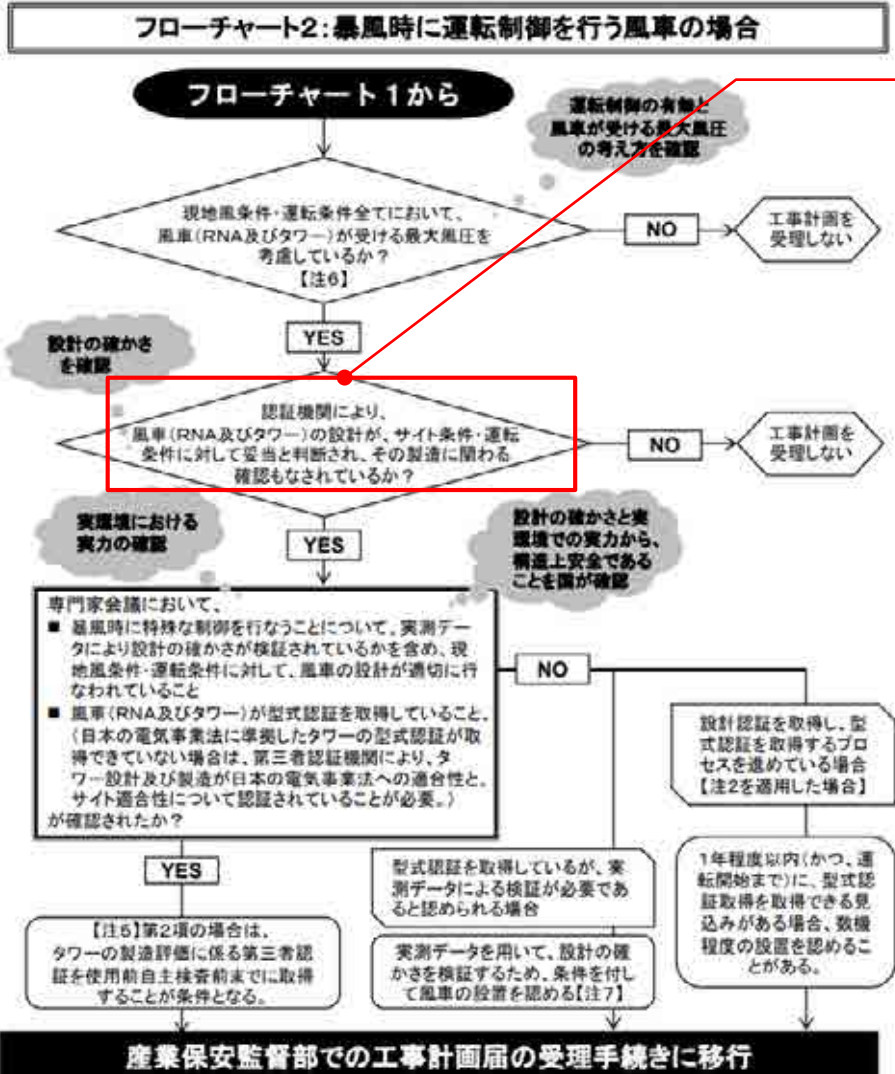
○工事計画届出手続きにおける風車及び支持物の審査基準について

背景

- ・工事計画届出手続きにおける風車及び支持物の審査基準について、法的な手続きを経ずルール変更(法律や基準の変更ではなく、専門家や審査機関における解釈の変更)が発生しています。専門委員会等における専門家の議論の中で、ルール変更が行われ、その変更がほとんどオープンにならず事業者にアナウンスされません。
- ・そのため事業者は、当初想定していないルール変更に対応するために追加の時間とコストをかけて再設計せざる得ない状況になる可能性があり、事業推進の支障若しくは手戻りの要因につながる状況となっております。
- ・事業者の立場から見ると、1年以上の風況測定、その後の荷重解析・設計を行い、設計資料を取りまとめたものを提出後の専門家による審査の指摘で初めてルール変更を知る状況です。審査を開始するまでルール変更を知ることができないため対応が難しい状況です。
- ・現状はルール変更があった際に、変更が適用されるまでの移行期間が考慮されておらず、今日決まったことが明日から適応される状況となっております。

○工事計画届出手続きにおける風車及び支持物の審査基準について

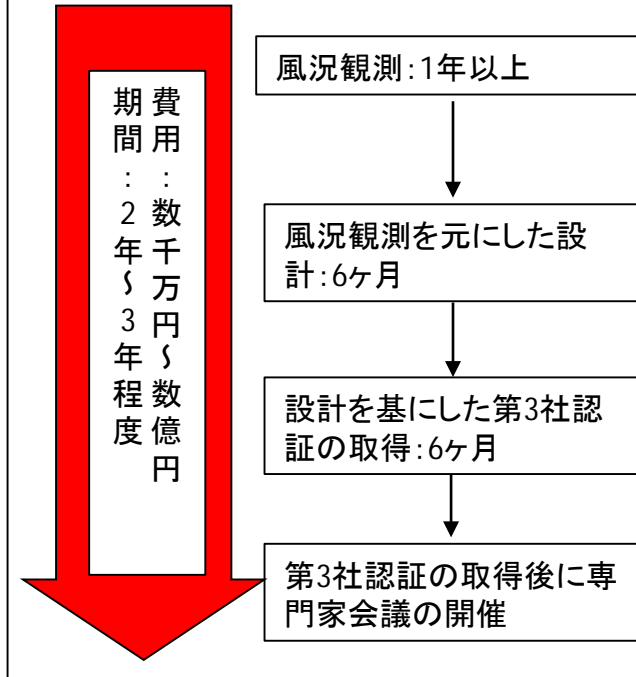
【発電用風力設備の工事計画のうち、風車(タワーを含む)の審査の流れ】



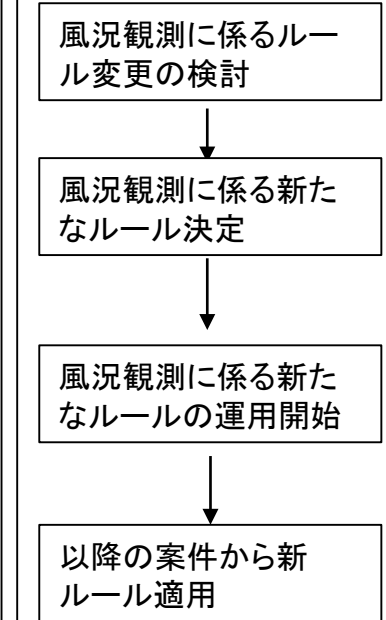
工事計画のうち、風車の審査の流れ

「認証機関により風車(RNA及びタワー)の設計がサイト条件・運転条件に対して妥当と判断されることが必要」となっておりますが、判断基準が明確でない部分があり、実態として以下のようなことが発生致します。

事業計画の進捗(期間は概算)



ルール変更の例

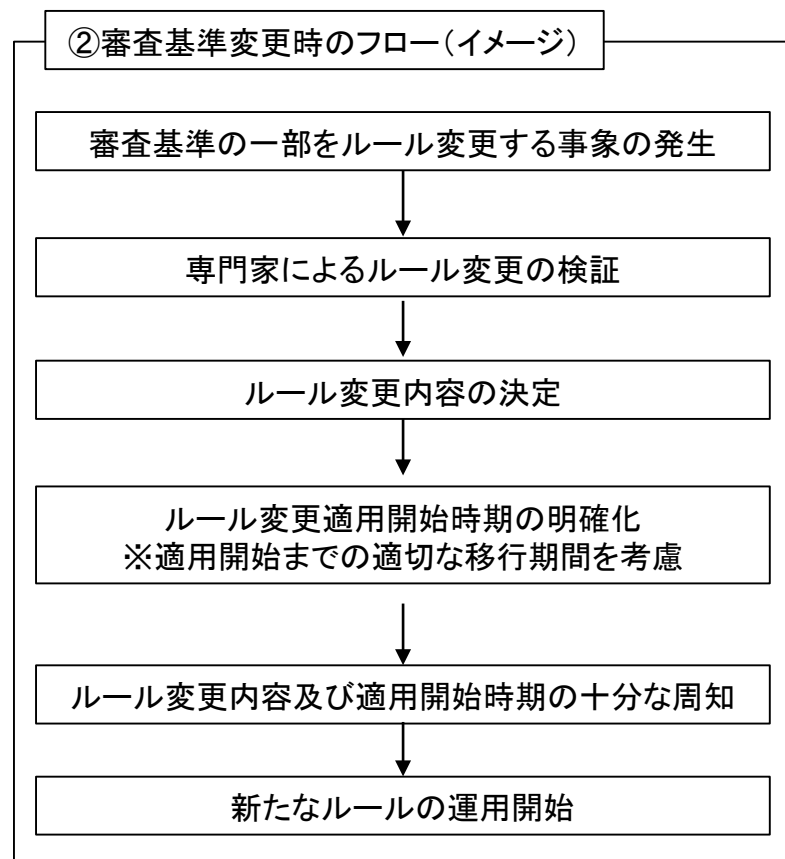


出所)【陸上に設置される発電用風力設備の風車に係る工事計画審査について(平成31年4月_令和2年1月一部訂正)】よりCWP作成

○工事計画届出手続きにおける風車及び支持物の審査基準について

要望事項

- ①工事計画届出における風車及び支持物等の審査基準の明確化、ルール変更の手続きの明確化を経済産業省が主導で行う必要があると考えております。
- ②ルール変更は、参照の法律・指針・基準の見直しを正規な手続きで行い、広く公式に周知し、必要な移行期間を経てから適用頂きたいと考えております。
- ③支持物については、専門外である経済産業省ではなく、専門機関である国土交通省にて審査する以前の体制に戻すことも一案でははないかと考えております。



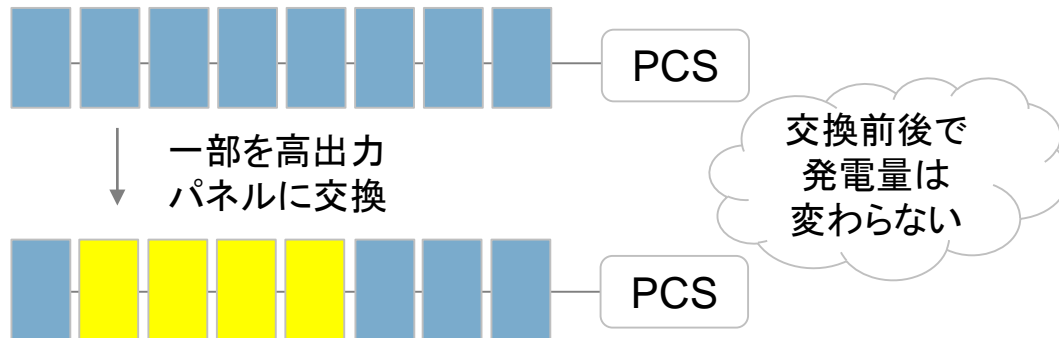
○稼働中の太陽光発電所のパネル容量の規定について

背景

FIT認定後に太陽光パネル容量が3kW以上または3%以上増加した場合、買取価格が変更されるルールとなっています。太陽光パネルは1枚あたりの出力がメーカーの技術開発によって年々増加しており、数年で同容量のパネルは過去の型番となり入手できなくなります。そのため事故や故障によりやむを得ずパネル交換する場合でも、その枚数が多ければ3kWを超えて出力が増えることがあります。

現状制度の問題点

一定数を超えるパネル故障が発生し、入手可能な高出力パネルに交換するとFIT買取価格が大幅に下がることとなります。認定当初の買取価格に基づき事業を計画しているため、期間中の買取価格変更は事業破綻を招きかねず、適切な修繕の妨げとなっています。一方、下記理由からこのルールでは、不当な発電量増加防止にはつながりません。



太陽光発電の特性

一部パネルを高出力のものに置き換えた時、パネル容量増加分だけ発電量も増えると考えがちですが、仕組み上、これは間違いです。PCSは回路ごとに出力が最大となるよう電流と電圧を制御しますが、回路中に1枚でも出力の低いパネルがあると、そのパネルに合わせて全体の出力が低下します。つまり回路中に出力の大きなパネルが混在していても、低出力パネルの影響で全体では高い発電量は期待できません。

要望事項

運転開始後にパネル交換を行う場合のパネル出力に対する制限は撤廃し、代わりに総枚数による制限など、実態に合わせた規制としていただきたいです。

○接続申込みのルール、手続きに関する対応の統一化について

背景

電力広域的運営推進機関が設立され、横断的な手続き統一化がされつつありますが、一般送配電事業者間やその支店、営業所の窓口により対応や方針が異なる場合が未だ多く、対応が再エネの系統連系手続き上混乱する場合があります。

要望事項

事業者は地域を跨いで再エネ発電事業を行うため一般送配電事業者が共通認識のもと手続きがなされる必要があると考えます。例えば北海道で行った手続きが九州では間違っているという事態が多々起きています。窓口ごとに異なる対応を解消し、明確で分かりやすい手続きとして頂きたいと考えます。

○北海道における出力変動緩和対策の見直しについて

<背景>

北海道電力における風力、太陽光の接続においては、新規及びリプレースに関わらず出力変動緩和対策として蓄電池等の併設が義務付けられており、多大なコスト負担と技術検討の長期化により、事業性の悪化もしくは事業実施を困難にしています。

とくに2021年度からの陸上風力入札FIT導入においては、北海道の風力案件は蓄電池併設によるコスト競争力において極めて不利なルールとなっております。

<要望事項>

①出力変動緩和対策の見直しについて

- ・北本連系線の運用ルールの見直し(利用目的とルール、設備利用率等)による変動緩和対策の抜本的見直し。
- ・揚水発電の活用(設備利用率等)による変動緩和対策の抜本的見直し。

②入札ルール等の見直し

- ・蓄電池及びシステムコスト低下までのFIT調達価格あるいはFIPの場合の基準価格の加算による公平性の担保(オンサイト蓄電池、系統側蓄電池とも)。

(資料)託送供給等約款 技術要件(北海道電力)

託送供給等約款別冊

系統連系技術要件

令和2年4月1日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

(3) 出力変動対策

風力発電設備を連系する場合は、蓄電池等の出力変動緩和のために必要な装置を設置していただき、蓄電池等により、風力発電設備と蓄電池等の合成出力（以下、Ⅲ〔高圧配電系統との連系に必要な技術要件〕において、「発電所合成出力」といいます。）を制御していただき、次のイおよびロ、またはイおよびハの基準を満たしていただきます。ただし、系統側蓄電池等により出力変動対策を別途実施する場合には、個別の対策を協議させていただきます。

イ すべての時間において、発電所合成出力の変化速度を「発電所定格出力の1%以下/分」とすること。

ロ 以下に示す時間帯において、発電所合成出力の変動方向を制限すること。

(イ) 7:00～10:00：発電所合成出力を減少させないこと。

(ロ) 11:30～13:30：発電所合成出力を増減させないこと。

(ハ) 16:00～19:00：発電所合成出力を減少させないこと。

(ニ) 20:00～23:00：発電所合成出力を増加させないこと。

ハ 当社が需給運用上の調整力として期待する火力発電機の並列台数が3台以下になることが想定される場合、ロ(イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)に示す時間帯において、発電所合成出力を零とすること。

再エネ規制改革要望事項

(資料)北本連系線の設備利用率

表 1 各連系線の分析結果

	連系線			年間最大運用容量		連系線利用率		
	会社間	名称	交直式	C_{AMTC}^+ [MW]	C_{AMTC}^- [MW]	CF^+ [%]	CF^- [%]	CF_{BL} [%]
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
(a)	北海道→東北	北本幹線	DC	600	-600	1.4	10.6	11.9
(b)	東北→東京	相馬双葉幹線	AC	5,100	-2,350	39.7	0	39.7
(c)	中部→東京	周波数変換設備	DC	1,200	-1,200	6.0	19.6	25.6
(d)	北陸→中部	南福光連系所	DC	300	-300	1.1	5.7	6.8
(e)	中部→関西	三重東近江線	AC	2,250	-2,500	6.1	10.6	16.7
(f)	北陸→関西	越前嶺南線	AC	1,600	-1,300	10.8	0.9	11.7
(g)	関西→中国	西播東岡山・山崎智頭線	AC	2,700	-4,100	0.8	13.4	14.2
(h)	関西→四国	阿南紀北直流幹線	DC	1,440	-1,400	0.0	75.9	75.9
(i)	中国→四国	本四連系線	AC	1,200	-1,200	1.8	14.2	15.9
(j)	中国→九州	関門連系線	AC	620	-2,780	0.7	34.5	35.1

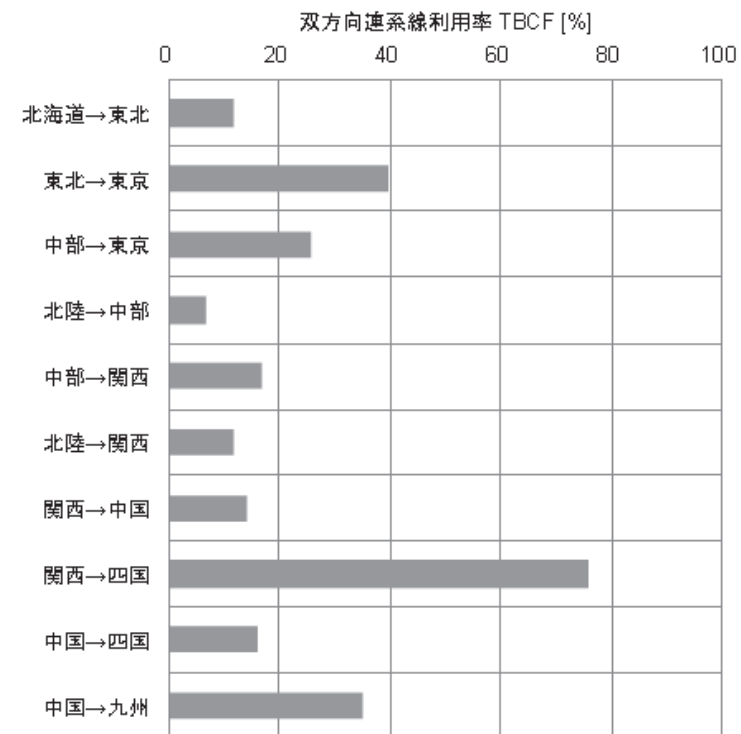


図 3 日本の会社間連系線の双方向連系線利用率

京都大学安田陽特任教授「連系線利用率国際比較」より抜粋

(資料)

地域間連系線利用ルール等に関する検討会
2016年度中間とりまとめ(案)の概要第7回地域間連系線の利用ルール
等に関する検討会 資料4-2

1. 連系線ニーズ増への対応

- 電力需要が伸び悩む一方、再エネ等による連系線ニーズの増加に 대응するため、**既存設備の最大限効率的な活用**が必要。
- 連系線増強後の空容量について、現行の連系線利用ルール(「先着優先」)では**対応できない状況が発生**(1秒を争う競争の惹起)。

2. 公平性・公正性の確保

- 2016年4月より、事業者は、制度上は、比較的容易に**電源の差し替え**を行えるようになったため、「先着優先」で連系線を利用する事業者が、**競争上極めて有利**となる状況が発生。

3. 市場環境の整備

- 現実には、**スポット取引市場の取引量が少ない**ため、事業者は、電源の差し替えを行い難い状況。
- 電源の差し替えが容易となれば、経済性の高い電源の稼働機会の増加が期待できる。

公平性・公正性を確保するとともに、市場取引量の増加に貢献することをもって、連系線の最大限効率的な活用を図るため、「**間接オークション**」を導入することが適当。

「間接オークション」の詳細設計のポイント

- | | | | | |
|---|---|--|--|---|
| (1)先着優先に基づく、 新たな連系線利用登録を停止 することにより、間接オークションへと移行する。 | (2)発電所への投資意欲を維持する観点から原則、既に連系線利用登録が行われている利用登録(最長平成38年3月まで)について、 経過措置を設ける | (3) 長期固定電源 については、間接オークションの対象とする。確実な発電の担保のため、 成行約定を可能とする 等の仕組みを設ける。 | (4) 特定負担者 については、系統に対して金銭的な貢献をしていること踏まえ、 特別な取扱い を行う(詳細は引き続き検討。) | (5)更なる詳細設計、 相対契約の見直しに係る考え方、エリア間値差をヘッジするための仕組み 等について、引き続き検討を行う。 |
|---|---|--|--|---|

「間接オークション」の導入時期

2018年4月に間接オークションを導入することを目指す。

※ただし、計画値同時同量制度を導入した際の広域システムの開発の遅れ等の反省を踏まえ、2017年3月、6月、12月の時点でシステム開発状況を評価し、遅れが見られる場合には、確実にスケジュールを見直す。